

令和 7 年

第 5 回農業委員会通常総会 議事録

(令和 7 年 5 月 26 日開催)

武蔵野市農業委員会

令和 7 年第 5 回農業委員会通常総会 議事録

1 日時 令和 7 年 5 月 26 日（月曜日）午前 9 時 30 分

2 場所 武蔵野市役所西棟 8 階 812 会議室

3 議事

議案第 6 号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

4 協議・報告事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- (2) 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について
- (3) 令和 6 年度農業委員会活動の実績報告及び令和 6 年度最適化活動の点検・評価について
- (4) 夏野菜品評会について
- (5) 農産物品評会について
- (6) 生産緑地追加指定のための営農証明の申請受付について
- (7) 新規就業者奨励賞候補者について
- (8) 行政視察の実施時期等について
- (9) 東京都への要望について
- (10) その他 会議等日程

5 出席委員

		2 番	後 藤 幸 治	君	
3 番	森 田 茂 紀	君	4 番	松 本 正 人	君
5 番	北 沢 俊 春	君	6 番	下 田 誠 一	君
7 番	榎 本 英 明	君	8 番	土 屋 美 恵 子	君
9 番	中 村 健 二	君	10 番	大 谷 壽 子	君
11 番	高 橋 栄 治	君	12 番	吉 野 憲 二	君
13 番	坂 本 和 人	君	14 番	櫻 井 義 則	君

6 欠席委員

1 番 榎 本 一 宏 君

7 委員以外の出席者 議案第 6 号申請者

8 事務に従事した職員

局 長	小 池 鉄 哉 君
課長補佐	合 田 宇 宏 君
主 任	森 麻 衣 子 君
主 任	助 川 瑞 樹 君
会計年度任用職員	浅 賀 恵 津 子 君

事務局長	開会に先立ちまして、皆様に御報告です。 この度、総務省が実施する令和 7 年春の叙勲において、当農業委員会委員の土屋美恵子様が、元武蔵野市議会議員として、旭日双光章を受章されました。誠におめでとうございます。 それでは、ただいまより令和 7 年第 5 回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。 それでは、後藤会長職務代理お願いいたします。
会長職務代理者	では、ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。 今回は総会ですので、事務局より会議の成立についての報告をお願いします。
事務局長	本日は14名中13名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。
会長職務代理者	署名委員は、9 番中村委員、10番大谷委員にお願いします。
会長職務代理者	それでは、議事に入ります。 議案第 6 号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について を上程します。 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
9 番 中村委員	3 名で現地確認を行いました。肥培管理されており、

	じゃがいも、インゲンが植えてあり、綺麗に整備されていました。 懸念点があり、農業委員会で判断できないことですが、入口の門にコンクリートの上にレールがあり、そこが農地の一部に入っていることです。あくまで税務署が管轄なので、アドバイスだけさせていただきました。
会長職務代理者	では、申請者をお呼びする前に、何か質問等はございますか。
5 番 北沢委員	今の懸念点ですが、そこには軽トラックしか置かないですよ。
9 番 中村委員	車を置くことが問題なのではなく入口です。
5 番 北沢委員	軽トラックを入れるために使用する入口と理解すれば良いですか。
会長職務代理者	入口がガード扉になっており、その石の部分がコンクリートになっていてレールが入っています。防犯上もありますが、現状として設置されています。軽トラックも入ります。
14番 櫻井委員	農地とは関係ないですが、道を造る時に、まちづくり推進課で幅5センチを道路への提供部分としています。その部分に当たらないですか。その場合、L型の脇よりも入れるように指示があります。ブロックを入れる時に言われた可能性があるかもしれません。25年くらい前から提供してほしいという話がありました。例えばブロック塀を建てて、道をどうするかという時に、L型を外すと影響があるので、土地を貸してほしいと言われます。本来なら申請しなければならないですが。 そういう経緯のある部分なのではないでしょうか。私の経験では過去にありました。先代の話なので不透明だと思いますが、少し気になりました。
会長職務代理者	現地確認ではそういう話にはならなかったもので、申請者も分からないと思います。

事務局

中村委員がおっしゃるとおり、この問題は難しいです。農業委員会としては、申請者が適格にきちんと耕作されていることを証明することしかできません。今までの経験から、もしかしたら税務署から指摘を受けるかもしれない点について、その可能性について助言することしかできませんので我々も注意はしているところです。

ここは良いとか、ここは駄目とか、そういった判断をする権限は結局のところ我々にはないということを共通理解としていただきたいと思います。

会長もおっしゃっていますが、納税猶予の現地確認では、指摘を受ける可能性があれば申請者の方に伝えて、農家さんを守るという立場から、助言をしているということを共通理解としていただければと思います。

5 番 北沢委員

平成14年に乗用車ではなく軽トラック 1 台分を置ける場所については、コンクリートにしても問題ないということになったと思うのですが、どうでしょうか。

事務局

平成 14 年とは何の法律でしょうか。租税特別措置法でしょうか。

細かい部分は我々も把握しきれいていません。先ほどの入口の件だけではなく、他にも入口に資材等が置かれている部分はそのままで良いのか、土台がコンクリートで固められた椅子が農地にあり、いくつか話をさせていただきました。

軽トラックの件については、取扱についてどこまで話して良いのかということも含めて、これから東京都農業会議に改めて確認させていただきたいと思いますので、少々お待ちいただきたいと思います。

会長職務代理者

では、これより申請者にご入室いただきます。
事務局は案内をお願いいたします。

〔申請者 入室〕

それでは、「相続税納税猶予適用についての農業委員会内規」に基づき、申請者にご出席いただきました。

まず申請者がお考えになっている長期的な目標と 3 か

申請者

年の営農計画について、申請者からご説明をお願いいたします。

こんにちは。●●と申します。私は農業を始めて40年になります。

3か年計画については、去年の売上を踏まえて、今年は100万円、来年は105万円、再来年は110万円の売上を目標にしたいと思っています。少しずつですが、やるしかないと思っています。

長期的な目標については、年齢的に5年10年のスパンで考えています。新たな機器の購入は考えていません。

会長職務代理人

ありがとうございました。

これより申請者への質疑をお願いいたします。

14番 櫻井委員

長期的な目標についてですが、後継者はどのように考えていますか。

申請者

子どもはまだ学生ですので、考えておりません。

10番 大谷委員

今お花が綺麗で、前を通る度に見ています。これからも元気に頑張ってくださいたいです。

会長職務代理人

質疑も終了したようですので、申請者が相続税納税猶予を受けるにあたり、農業委員会に対し決意表明をいただきたいと思います。

申請者

これからも頑張りますので、よろしくお願いします。また、一生懸命やっていきたいと思っていますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いします。

会長職務代理人

●●様ありがとうございました。

事務局はご案内をお願いいたします。

〔申請者 退出〕

これより採決に入りますが、最後に質疑等ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手の確認〕

会長職務代理者

全員賛成ですので、本案は可決しました。

今回の議案に限った話ではありませんが、現地確認では懸念点は個人的にはお話するべきだと考えています。申請者が知りませんでしたではまずいと思いますので、今後もし協力いただきたいと思います。なんとか農地を守っていききたいので、よろしくお願いします。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

（1）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長職務代理者

続きまして、

（2）引き続き認定都市農地貸付け等行っている旨の証明について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

以上について、何かご質問等ございますか。

12番 吉野委員

教えてほしいのですが、ここは納税猶予の農地を貸借していますが、納税猶予というのは、その土地の所有者が終生営農をやるという前提があります。その中で貸借をして、さらに営農証明も借主がやるのですか。

税制上では本人が優遇されいながら、その中で貸借を行い、更に貸借における営農証明が出てくるのという

のは、単純に考えると変ではないでしょうか。

事務局

この証明を願い出るのは貸主です。納税猶予と貸借の関係ですが、貸借をするには貸主が1割従事するという要件があります。市長に提出する事業計画書にはご本人も、この要件を満たしていることを署名しなければなりません。

納税猶予とは本来、終生営農、自ら耕作というのが大前提ですが、例外として制度上、1割従事を担保として貸借を認めているのも事実です。

吉野委員ご指摘のように、納税猶予制度の当初の目的との整合性という点についてご意見もあると思いますが、現状こういうことがあることをご理解いただくしかないと思います。

12番 吉野委員

仕方ない部分はあると思います。貸借には期限がありますよね、土地の所有者と借主との関係で、先に貸主が亡くなった場合はどうなるのですか。

事務局

そういったケースも想定されます。使用貸借ですので、所有者が亡くなった時点で契約は終了となり、契約内容にもよりますが、原状回復をして元の所有者または相続人に返還するということが多いです。どんなに借主が農業を頑張っているとしても返さなくてはなりませんので、貸借の難しい部分だと思います。

14番 櫻井委員

その問題については、契約時に税法上のひとつの特例措置というか、生産緑地の納税猶予農地の貸借が可能になったと3年前に発展したと理解しています。整合性がないとは言いませんが、所有者が亡くなった場合は納税猶予農地であっても生産緑地であっても返還します。原則は生産緑地、そして納税猶予の農地の貸借ということ2段でやっていると思います。

5番 北沢委員

ここは賃貸借ですか、それとも使用貸借ですか。使用貸借だから民法で所有者が亡くなってもOKだという話をしないと納得できないです。

事務局	少なくとも民法上ご本人と所有者に契約書は農業委員会にも最初に添付していただいていますし、明記されています。
5 番 北沢委員	他の場合でも、所有者が亡くなったら賃貸借なら駄目で使用貸借ならＯＫという話だけはしておいた方が良いでしょう。
事務局	民法の関係では、必ず駄目という訳ではありません。使用貸借よりは難しいと考えた方が良いでしょう。北沢委員がおっしゃっているのは、相続が起きた時の農地を返すか返さないかという話になります。使用貸借の時には、契約書に「相続が起こった時には、農地を返還してください」という文言を入れられます。賃貸借ではその文言を入れられませんが、双方の合意があれば、返還は可能になる可能性があります。うまくいかない場合は、訴訟になると思います。
14番 櫻井委員	参考までにお聞きしますが、体験農園の場合は賃貸借になりますでしょうか。
事務局	体験農園も同じく、契約の形態は決まっていません。使用貸借でも賃貸借でもどちらでも問題ありません。 リスクを考えると、相続時に返還の要件が強い場合は使用貸借契約を結ぶ方が多いです。実際に市街化区域内の農地の場合は使用貸借での契約が多いです。また、西の方だと賃貸借で長期間でやられたりすることもあると思います。形態はどちらも問いません。
会長職務代理者	続きまして、 （３）令和６年度農業委員会活動の実績報告及び令和６年度最適化活動の点検・評価について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご質問やご意見等ございますか。

5 番 北沢委員	農業委員会会長と会長職務代理者は、市長と面談して要請活動していると思いますが、その点については意見書の提出とは別として書けないのですか。農業委員会法52条に意見書の提出とあると思いますが、それとは別にやっていることは大事なことだと思います。
事務局	年の初めにご挨拶、それ以外に農業委員会からの意見書として榎本会長と後藤会長職務代理者にご提出いただいています。どのように掲載するのかについては、検討させていただきます。
会長職務代理者	続きまして、 (4) 夏野菜品評会について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	ご協力よろしくお願いします。 以上について、何かご質問等ございますか。 対象品目等、各支部の方でも増やしたいという意見もありました。ご意見があればいただきたいと思います。
	〔質疑なし〕
会長職務代理者	続きまして、 (5) 農産物品評会について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご質問等ございますか。
11番 高橋委員	販売方法についてですが、昨年は展示中に野菜を購入したいがために来場者が列に並んでしまい、展示物を見ていただけなかったのが整理券を配布しようということになりました。一人の方が大量に購入されるということもあったので、数量制限をした方が良いのではないかと なりました。

	袋詰めをするので宝分けと同じになり、品目を選んで購入したい人もいますという意見もありますが、実行委員会では今年はこの方法で試してみようとなりました。 忌憚のないご意見をお聞きしたいです。
会長職務代理者	今回は販売方法の変更もありますし、日程についても来年度を見据えて考えたいと思います。
9 番 吉野委員	購入の数量を制限するのは良いと思います。列の後半は何も買えなかった方も多かったです。その時の出品数によると思うので、当日に判断して一人何点という制限をするのが良いと思います。
会長職務代理者	数量制限をする場合は、出品数が当日まで分からないのが難しいところです。販売方法を変える場合は市報でも周知しなければなりません。
11 番 高橋委員	三鷹市は往復ハガキやインターネットで事前に申込をしているようですが、事務作業的に大変です。出品数も何点になるか分かりません。それぞれ品目ごとに単価も違います。例えば袋詰めにしてワンコイン500円にするとか、色々な意見がありあす。
事務局	色々ご意見ありがとうございます。 中村筆頭、後藤会長職務代理にも実行委員会にご参加いただき、様々のご意見をいただきました。実行委員の2人だけで考えるのは厳しいので、引き続きご意見いただければと思います。
会長職務代理者	続きまして、 （6）生産緑地追加指定のための営農証明の申請受付について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご質問等ございますか。

	〔質疑なし〕
会長職務代理者	続きまして、 （７）新規就業者奨励賞候補者について事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご質問等ございますか。
10番 大谷委員	●●さんは他に仕事をしていると聞いています。
事務局	ご本人への確認については事務局に一任していただけますでしょうか。
11番 高橋委員	農家台帳に記載されていますか。
会長職務代理者	記載されています。この候補者でいかがでしょうか。
	〔異議なし〕
会長職務代理者	では、事務局からアプローチさせていただきます。 続きまして、 （８）行政視察の実施時期等について事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご質問等ございますか。 ひとまず、日程はいかがですか。
10番 大谷委員	10月の中旬は、品評会の出品への影響はどうですか。
会長職務代理者	収穫前なのでチャンスとは思いますが。例年ですと10月中旬が多いです。品評会に近いということであれば9月上旬、全体的に落ち着いた頃だと3月になります。

13番 坂本委員	個人的には10月中旬が良いかと思います。9月は祭りがあります。3月は繁忙期です。
4番 松本委員	全員の意見をまとめるのは大変なので、事務局と後藤会長職務代理で日程を決めていただき、私たちが合わせるのが良いのではないのでしょうか。
会長職務代理者	できるだけ皆様と行きたいと思います。この委員会で時期だけでも決めたいと思います。
9番 中村委員	10月中旬で良いのでは。
会長職務代理者	他にご意見ないようであれば、10月中旬頃に見どころある視察先をピックアップしたいと思います。行きたいところがあれば、ご意見をお願いします。 続きまして、 （9）東京都への要望について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご意見、ご質問等ございますか。 〔質疑なし〕
会長職務代理者	もしご意見がある場合には、33ページの意見票を事務局に提出してください。 最後に、（10）その他 会議等日程 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。 特になければ、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時 1 分